

(3) 阿賀野市立笹岡小学校 いじめ防止基本方針

令和3年8月改定

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、阿賀野市立笹岡小学校の全ての児童が安心且つ充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定するものである。

1 定義(令和3年度8月より)

(1) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、ここの行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

2 いじめ防止の基本姿勢

- ・ いじめを見逃さない(傍観者を作らない)学校、学級の雰囲気づくりに努める。
- ・ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を高める教育活動を推進する。
- ・ 児童・教職員の人権感覚を高め、校内の温かな人間関係を築く。
- ・ 早期発見に努める。
- ・ 当該児童の安全を保証し、家庭・地域・関係機関と協力をして、早期解決にあたる。
- ・ いじめ発生時(疑いを含む)には、いじめ防止対策委員会を開き、迅速且つ組織的に対応する。

3 いじめ防止の基本施策

(1) いじめを見逃さない学校、学級の雰囲気づくりに努める。

○「いじめをしない、見逃さない」ことを目標に掲げ、職員、児童の意識の向上を図る。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を高める教育活動を推進する。

○ 人と関わりながら学ぶ児童の育成を図る。

○ 異学年交流活動や縦割り班活動を通して責任感をもたせ、充実感を味わわせる。

(3) 児童・教職員の人権感覚を高め、校内の温かな人間関係を築く。

○ 各学年の年間計画に基づき、人権意識を高める学習や活動を計画的に実施する。

○ 人権教育、同和教育、生活指導に関する職員研修を計画的に実施する。

(4) 早期発見のために、様々な手段を講じる。

○ 職員間の情報交換を実施する。

・ 職員間及び家庭・地域との情報交換を密にする。

・ 毎週の「情報交換会」や「ともだちアンケート」で小さな芽を見逃さないよう心がけると共に、報告カードを有効に活用し、情報の早期共有に努める。

・ 学期に1回「子どもを語る会」を実施し、全校児童の状況の把握に努める。(必要に応じて、教育相談や家庭訪問を実施する。)

・ Q-U検査を実施し、結果を分析し、児童の実態把握に努める。

・ 保健室に来る児童の情報を記録、回覧し、情報を交換する。

○ 情報モラルに関する研修と指導を推進する。

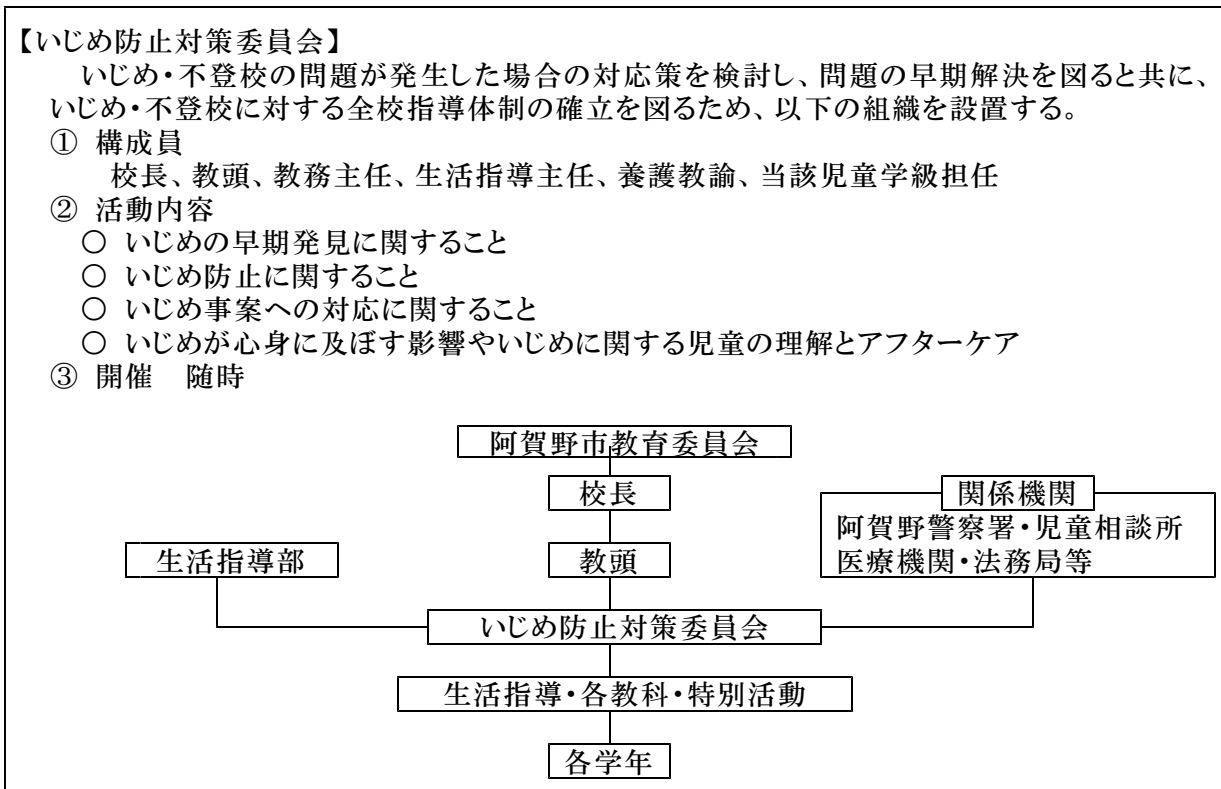
・ インターネットを通じたいじめを防止し、早期に対応できるよう、情報モラルに関する研修会や児童向け学習会を実施する。

・ 発達段階に応じた情報教育指導を計画的に実施する。

・ 最新の動向を把握し、児童、保護者、地域への啓発に努める。

- (5) いじめ当該児童の安全を保証し、家庭・地域・関係機関と協力をして、早期解決にあたる。
- いじめ問題を確認したときは、速やかに校内いじめ防止対策委員会を開催した上で、双方の保護者に事実関係を伝え、支援・助言にあたる。
 - 事実確認により判明した情報は、適切に提供する。
 - 教育委員会と緊密に連絡をとり、適切な対応を行う。
 - 各種相談窓口や諸機関との連携を検討する。

4 いじめ防止及びいじめ発生等に対する措置



(1) いじめ発生に対する措置

- ① 児童・保護者・地域等から、いじめに関する相談を受け、あるいは兆候を発見したとの報告が入った場合は、直ちに校長・教頭に報告し、速やかに事実確認を行う。
 - ・ 校長は「いじめ防止対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。また、教育委員会管理指導主事へ速報を入れ、指示を受ける。
- ② いじめを確認した場合は、いじめをやめさせ、再発を防止する。
 - ・ 被害児童の保護と加害児童への指導(複数職員、管理職の指導。)
- ③ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。
- ④ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない集団づくりを行う。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ⑥ 双方の保護者と定期的に情報を交換し、対応を協議し、連携して対応する。
- ⑦ 被害児童及び加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。
- ⑧ その他の児童生徒に、必要に応じ、説明と指導を行う。
- ⑨ 状況・対応については、相談・報告カード等で記録をとり、その後の対応に生かす。
- ⑩ いじめの解消の判断は、被害児童に対する心理的・物理的影響を与えていない状態が3か月続くまで継続する。また、被害児童が苦痛を感じていないこととする。(本人および保護者に面談等により確認する。)

(2) 具体的な取組内容

① 生活のルールをきちんと身に付けさせる。

- ・ 楽しい学校生活は、個人や集団が規範意識をもって、生活のルールを身に付けていくことから始まる。

→ 生活目標と関連付けた活動、全校で統一した指導(みんなの約束)、児童集会、授業場面における指導

② 学級に支持的風土を醸成する。

- ・ 一人一人の子供にとって学校が“楽しい場”であるために、認め合い、励まし合い、助け合いのできる学級内の支持的風土を醸成する。
- ・ 全校体制で児童相互、児童と職員との共感的な人間関係や信頼関係をつくる。

→ 生活目標や学級目標と関連付けた活動、異学年集団活動(三ツ星班活動)、児童集会、学級SST、学級なかよしタイム、授業における関わり等

③ 自己肯定感をもたせる。

- ・ 関わり合う活動を効果的に取り入れ、クラスにおける自分の存在感を高めることで自己肯定感をもてるようにする。

→ 学習場面における支援

④ 自己決定の場を設ける。

- ・ 生活の場で生じる様々な問題を子供が自分で考え判断しながら解決していけるようにする。

→ 学校生活全般における支援

- ・ 思うようにいかないことがあっても、へこたれない心の力を育む。

7 校内研修

(1) 方針

教職員のいじめを見抜く能力やいじめに対応する能力の向上に努める。

(2) 具体的な取組内容

いじめに対する理解やいじめへの対応に関する教職員の資質能力の向上を図るための研修会を年2回以上行う。

8 点検・見直し

(1) 方針

① 取組内容を徹底するために内容を明確化し、定期的に点検する。

② より実効性が高い取組を実施するために、この基本方針について笹岡小学校いじめ防止対策委員会で点検し、必要に応じて改善する。

(2) 具体的な取組内容

① 児童への対応や取組の成果が把握できるようにチェックリストを作成・共有し、全職員で実施する。

② いじめ防止学習プログラムの自校化の充実を図る。

③ 計画された取組について、PDCAサイクルによる評価を行う。

9 その他

(1) 学校評価の中で、各項目・取組の評価を行う。(保護者アンケート・校内評価・学校関係者評価)

(2) 学校評議員会、PTA理事会等で評価結果を説明し意見を受ける。

(3) 評価結果を学校だより等で地域、保護者に公開する。

(4) 評価結果を基に見直しを図る。

(5) PTA総会や学年PTA、学校HP等で基本方針を公表し、趣旨の理解を図る。